別紙１

高松市東部エリア学校給食共同調理場（仮称）整備基本計画策定及び民間活力（ＰＰＰ/ＰＦＩ）導入可能性調査業務仕様書

１　業務名

高松市東部エリア学校給食共同調理場（仮称）整備基本計画策定及び民間活力（ＰＰＰ/ＰＦＩ）導入可能性調査業務（以下、「本業務」という。）。

２　業務の概要

本業務は、高松市（以下「本市」という。）が令和３年３月に策定した「高松市学校給食調理場整備計画」に基づき、牟礼学校給食共同調理場及び庵治学校給食共同調理場の統合整備に併せ、近隣エリア（屋島・古高松）を含めたエリア（以下「東部エリア」という。）の学校給食調理場の施設整備に関する基本計画を策定するとともに、民間の資金や建設・運営ノウハウを活用する官民連携手法の様々な事業方式を比較検討し、最適な事業方式の導入可能性調査を行う。

３　業務の目的

費用対効果が高く持続可能な学校給食を提供できる施設となるよう、事業実施方法の在り方について、「全般的な調査・検討・支援」を行うことを目的とする。

また、従来の学校給食の調理提供方式の見直しと施設設備を一体的に検討することで、トータルコスト縮減・平準化を図る等、財政負担の軽減に寄与することを目的とする。

４　基本情報

（１）　東部エリアの小学校、中学校及び幼稚園所在地は、別表を確

認すること。

（２） 新施設の建設用地は、令和８年１０月現在、３か所の建設候補地から検討中である。（契約後、初回打合せ時に資料提供を行う。）

（３） 供用開始時期については、令和１７年９月を想定したスケジュールを基本とし、事業を進めることとする。

（４） 想定給食数　約３，０００食

５　委託期間

契約締結日から令和９年１２月２８日までとする。

６　業務内容

本業務は、コンサルティング業務を委託するものであり、業務内容については以下に掲げる内容を想定しているが、その他整理すべき項目を検討し、提案すること。提案内容等を踏まえて契約時に確定するものとする。

（１） 前提条件の整理

ア　本市の上位計画の整理

イ　国の計画、通知、経過、物価高騰等の社会情勢

ウ　給食調理提供状況（各学校における児童生徒数・教職員数・将来推計等による必要食数、各センター及び学校給食共同調理場や学校調理場の現地及び図面調査による提供可能食数や、各種図面・資料・修繕履歴等による物理的劣化状況（躯体が 80 年以上使用可能で長寿命化改修が可能かどうか）、社会的劣化状況）の整理

エ　センター方式として整備した場合における課題の再整理

オ　建設候補地及び周辺の環境への影響、建設に係る各種条件、問題の整理

カ　法的規制の整理、関係法令の整理（高松市都市整備局、高松市消防局、香川県広域水道企業団等への関係法令の法的規制等

に関する事前協議及び協議経過記録書作成）

キ　他市町の事例の整理（事業効果、失敗事例等を含む。）

ク　国や県からの補助金交付、公的機関からの財源調達手法及び起債等の整理

（２）　整備基本計画の策定

ア　導入機能・規模・運営内容の検討

昨今の学校給食を取り巻く情勢や現状の本市学校給食共同調理場の運営状況等を踏まえ、新施設に必要となる導入機能・規模・運営内容等を検討する。学校給食施設に求められる調理機能のほか、付帯機能（※）についても検討を行い、安定的・長期的な運営に係る検討・整理を行う。また、新施設では高い衛生基準で安心安全な学校給食の提供を行うため、学校給食衛生管理基準に対応した施設とする。なお、食物アレルギー等の対応については、基準食調理エリアとは別の専用調理室を配置し、食物アレルギー等の対応のために必要な設備が整った施設とする。

（※）　付帯機能

ａ　食物アレルギー等対応機能

ｂ　食育推進

ｃ　地産地消推進

ｄ　災害発生時における安定的な稼働性

ｅ　その他提案による

イ　建設候補地の利用に係る費用算出

前項オで整理された問題を解決し、建設整備を行うにあたって必要な経費及び期間について算出を行う。

ウ　配置計画・建設計画の作成

建設候補地の建設条件を踏まえた上で、給食配食数から調理場（建屋）や駐車場等の配置を検討し、新施設の平面図、調理機器配置図等に関するモデルプランの作成を行う。

エ　配送計画の作成

建設候補地から受配対象校・園への配送計画を作成し、必要な配送車両台数や配送時間、配送ルート等を明らかにするとともに、受配対象校及び園の配膳室の新設、改修等の必要性について整理する。

オ　配膳業務及び配膳室計画業務

センター方式による配送を円滑に実施するために、配膳業務の検討及び配膳室の改修、教室から配膳室までの配膳ルートなどの検討を行うこと。

（ア）　受配対象校及び園の給食搬入門から配膳室までの動線及び動線に係る整備内容

（イ）　配膳室から教室までの配膳ルートの検討及び配膳ルートに係る整備内容（現地調査、学校へのヒアリングも含む）

（ウ）　既存配膳室に係る整備内容（現地調査、学校へのヒアリングも含む）

（エ）　配膳室の改修などの整備内容

（オ）　配膳業務の検討

（カ）　上記内容に係る必要経費の算出

カ　整備基本計画の策定

前項までの検討結果及びＰＦＩ等導入可能性調査の結果を整理し、高松市東部エリア学校給食共同調理場（仮称）整備基本計画として取りまとめる。

（３）　ＰＦＩ等導入可能性調査

（１）から（２）までの結果を前提として反映させた内容とすること。

ア　事業スキームの検討・整理

本事業の実施に当たり想定される業務内容を抽出し、各事業手法における本市と民間事業者との役割分担を検討する。その上で、事業スキームとして次の（ア）から（オ）までの内容につい

て検討する。その他、整理すべき項目を検討し、提案すること。

（ア） 事業方式　※運営については別途検討

従来型手法、ＰＦＩ的手法（ＤＢ方式、ＤＢＯ方式、ＤＢＭ方式ほか）及びＰＦＩ手法（ＢＯＴ方式、ＢＴＯ方式、ＢＴＭ方式ほか）、リース方式等のメリット・デメリットを検討して比較する。

（イ） 事業類型（サービス購入型、ジョイントベンチャー型、独立採算型）

（ウ） 事業範囲、事業期間及び事業スケジュール

（エ） 資金調達方法

（オ） 官民リスク分担（想定されるリスク）

イ　フロー設定

ウ　概算事業費とＶＦＭの算定

（ア） 事業手法ごとの事業費の算出

従来型公共事業で実施した場合の事業費（ＰＳＣ）と、導入可能性のあるＰＰＰ/ＰＦＩ手法で実施した場合の事業費について算出すること。また、本市の財政負担の見込額をそれぞれ算出の上、ＶＦＭ（Value For Money）を算出すること。

（イ） ＶＦＭの算出に合わせて、(ア)で上げたそれぞれの場合の整備費用、維持管理費用等（ＬＣＣ）を算出すること。

（ウ） 事業手法ごとの補助金活用、起債メニューの整理を行うこと。また、キャッシュフロー計算書を作成すること。

※ＶＦＭ算出に関しては、金融機関にヒアリング等を行い、適切な金利等の情報を活用して算出すること。

エ　民間事業者の事業参画意向等調査

本事業に対する最適な事業手法導入に関する民間事業者（設計、建設、維持管理、運営、厨房機器メーカー、金融機関等）の意見や、事業実施に係る参画意欲、条件等をアンケートやヒアリングにより調査、分析し、民間事業者等の参画可能性を把

握するとともに「６－（３）－ア－（ウ） 事業範囲、事業期間及び事業スケジュール」の検討へ反映する。

オ　総合評価及び課題の整理

アからエまでの検討、整理の結果を踏まえ、本事業における最適な事業手法について総合的に評価するとともに、事業範囲及び事業スキームを提案する。

また、最適な事業手法を導入する場合の課題について整理し、その対応策等を検討・整理の上、提案する。

（４） 本業務に関する会議等の資料作成及び運営支援

７　手続書類の提出

業務の受託者（以下「受託者」という。）は、業務の着手及び完了に当たって、次の書類を提出することとする。

（１） 着手時

ア　業務着手届

イ　業務工程表

ウ　管理技術者・担当技術者届出書

エ　業務実施計画書

オ　その他必要な書類

（２） 完了時

ア　業務完了届

イ　業務の結果についての成果品

ウ　その他必要な書類（キャッシュフロー計算書、各見積書及び比較一覧表、積算根拠資料等）

８　配置技術者

配置技術者は、受託者が提出した本業務の公募型プロポーザルの参加表明書類に記述した配置予定技術者でなければならない。

９　工程管理報告

本業務期間中、受託者は業務の進捗状況を委託者に随時報告するものとする。

10　著作権等

（１）　受託者は、著作権法に基づく権利処理が必要なものを使用する際は、適時その処理を行うこと。

（２）　本業務委託に係る成果物の著作権は、納入時に本市に帰属するものとする。

（３）　受託者は、著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利を当該著作物の引き渡し時に無償で譲渡するものとする。

11　協議・打合せ等

主要な協議、打合せは５回程度とし、その他必要と認められる場合に打合せ等を行い、協議、打合せ内容については、受託者側で要点筆記等により議事録を作成する。

12　成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、本市の完成検査を受けるものとする。

業務完了期限前であっても、本市があらかじめ成果品の提出期限を指定したときは、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、本市の検査を受けること。

なお、納品後の成果品に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合には、受託者は速やかに訂正しなければならない。

また、成果品の所有権については、全て本市に属するものとし、公表してはならない。

（１）報告書(Ａ４判、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本）各 50 部

ア　整備基本計画

イ　ＰＦＩ等導入可能性調査

（２）報告書【概要版】（Ａ４判、縦型、横書き、簡易製本）各 50 部

ア　整備基本計画

イ　ＰＦＩ等導入可能性調査

（３）　上記電子データ（ＣＤ－Ｒ）　一式

13　秘密の保持

受託者は、業務に関して本市から示された資料・情報及び業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

14　再委託

（１）　受託者は、委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。

（２）　受託者は、業務の一部を再委託する場合、本市に承認申請書類を提出すること（様式あり）。本市は、承認申請書類の不備なく承認したときは、再委託承認書を発行する。

15　疑義の解決

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、受託者は本市と十分な打合せ、又は協議を行って、業務の遂行に支障のないように努め、受注者の責任において実施するものとする。

16　留意点

本業務の管理技術者及び担当者（発注者と主に連絡を取り、業務内容を把握する者）は、発注者との連絡を密にし、他の担当業務との関係において、本業務を優先できる状況にある者であること。

17　事務担当課

高松市教育委員会 保健体育課 学校給食運営係

（住所）　高松市朝日新町２６番２５号　高松市朝日新町学校給食センター

（E-mail）　hotai@city.takamatsu.lg.jp

（ＴＥＬ） 087-811-6300

（ＦＡＸ） 087-823-7735

※　本件に関する問合せ・提出等の受付は、午前９時から午後５時まで（閉庁日を除く。）とする。

別表

高松市東部エリアの小学校、中学校及び幼稚園所在地について

	区分	学校・園名	所在地
1	小学校	牟礼小学校	高松市牟礼町大町１５６０
2		牟礼北小学校	高松市牟礼町牟礼２９００－１
3		牟礼南小学校	高松市牟礼町大町１１１５－１
4		庵治小学校	高松市庵治町７９０－１
5		古高松小学校	高松市高松町３９８
6		古高松南小学校	高松市新田町甲２６０５
7		屋島小学校	高松市屋島西町１２０５－１
8		屋島東小学校	高松市屋島東町９４２－１
9		屋島西小学校	高松市屋島西町２４６９
10	中学校	牟礼中学校	高松市牟礼町牟礼４６－２
11		庵治中学校	高松市庵治町６９１－１
12		古高松中学校	高松市新田町甲１９０－１
13		屋島中学校	高松市屋島中町２９５
14	幼稚園	栗山幼稚園	高松市牟礼町牟礼３０２８